



検察庁ってどんなところ? Vol.4

検察官や検察事務官の仕事については、これまでのヒーゴタイムズで説明しましたが、今回は、検察庁で実際に行っている「捜査（そうさ）」のほんの一部について紹介します。

検察庁の捜査で行っている逮捕（たいほ）について説明します。

逮捕するのは、**検察庁が直接捜査している複雑な事件で、呼び出すと逃げたり、証拠を隠したりするような被疑者から直接話を聞く場合や、何回呼び出しても出頭しないような悪質な被疑者を強制的に連れてくる**ときです。

被疑者を逮捕する際は、必ず逮捕ができるように、被疑者の自宅や勤務先の会社の事務所等がどこにあるのかなどの情報を、いろんな方法で調べて被疑者の居場所を絞ります。

その後、絞り込んだ場所に被疑者が本当にいるかどうかを確認するために、その場所の近くに職員が「**張り込み**」ます。

張り込みは、いつ被疑者と出会うか分からないので、一晩中行うこともあります。

張り込みが長期間になるときは、相手側に見付からないように次々と張り込む場所を変えたり、職員が交代して担当したりもします。

張り込みでは、被疑者の自宅をちょっと見て人の出入りする気配がない場合でも、洗濯物がないか、夜に電灯がつかないか、新聞がたまっていないか、車が動いていないかなどを外から見て確認します。その家にそのような様子が見られれば、被疑者が部屋の中にじっと隠れている可能性が高いと考えられます（過去にこのような張り込みをしていたため、職員が不審者と間違われて警察官に職務質問を受けたこともあったようです（笑））。

張り込みの結果、被疑者がその場所にいることが確実になれば、いよいよ実際の逮捕の準備を開始します。

まず、裁判官の許可した**逮捕状**を準備し、逮捕に必要な職員の手配や手錠の準備をします。

被疑者が起こした事件の内容によっては、**防刃用の手袋、防刃チョッキ、警棒**を準備して行くこともあります（これらの物は、検察庁の見学会で展示することもあるので、興味のある人は見学会に参加してくださいね。見学会は、当庁のホームページで案内しています。）。このような物を準備するのは、被疑者によっては、逮捕するときに危険な凶器（ナイフ等）を持ち出したりする可能性があるからです。

実際の逮捕の場面では、いろんなことが起こります。

例えば、逮捕の際にその本人であることを確認しようとしたところ、「自分は双子の弟で兄は今いません」と嘘を言って、逮捕を免れようとしたり、居留守を使っていた被疑者が、居留守が成功したと思い込んで安心して窓の外を見たところ、まだ家の外で室内をのぞいていた職員と目が合って居留守がばれて逮捕したこともありました。

逮捕する際にはどのようなことが起こるか分からないので、不安なこともありますが、無事に逮捕を終えて検察庁に戻ってくると、やり遂げたという充実感とともに、安堵感で一杯になります。

検察庁Q&A

問題1 裁判員裁判に参加する人は、何歳以上の国民の中から選ばれるでしょうか。

- ① 18歳以上 ② 20歳以上 ③ 30歳以上

問題2 次の中で裁判員裁判の対象となる事件は、どれでしょうか。

- ① 窃盗事件 ② 傷害事件 ③ 殺人事件

※答えは裏面に掲載しています。（ヒントは、本年度発刊しましたヒーゴタイムズにありますよ。）



被害者保護と支援のための制度について

刑事事件の被害者の方やその家族の方々は、突然事件に巻き込まれ、これからどうしていいのか、これからどうなるのか、また、誰に相談していいのかなど不安に思われることがたくさんあります。

そこで、検察庁では、被害者等の方々に対する保護や支援のための制度として

- 負担や不安をできるだけ和らげるために、被害者の方やその家族の方々の様々な相談に対応する専門のスタッフを配置・・・**被害者支援員**
 - 電話やファックスで、気軽に相談や問い合わせができるように専用回線を開設・・・**被害者ホットライン**(※1)
 - 加害者の処分がどうなったのか、裁判がどうなったのか、どこの刑務所に入っているのか、いつごろ刑務所を出てくるのかなどを知りたい・・・**加害者に関する情報提供**
 - 加害者の裁判を見たいが、手続が分からないし、1人では不安だ・・・**裁判傍聴への付添い**
- 等の支援活動を行っています。

また、法律に定められている、加害者の裁判を優先的に見るができる制度や加害者の裁判に検察官と共に参加できる制度等を被害者等の方々が希望された場合、その補助・支援も行っています。

なお、刑事事件の流れや被害者保護・支援のための制度の詳細い説明については、熊本地方検察庁や法務省のホームページにも掲載しています(※2)。

※1 被害者ホットライン 熊本地方検察庁被害者ホットライン 096-323-9068 (TEL・FAX)

※2 被害者保護と支援のための制度に関するホームページ

法務省ホームページアドレス <http://www.moj.go.jp/>又は熊本地方検察庁ホームページアドレス (下の問い合わせ先参照)

検察庁職員からのメッセージ ~次世代を担う中学生の皆さんへ~



私は、熊本地方検察庁で働いている検事です。私は、高校生の頃、検事という仕事があることを知りました。警察から送られてきた事件を捜査して、裁判にかけるかどうか決める検事の事に興味を持ったのが、検事になるきっかけでした。検事は、処罰を受けるべき人について、きちんと捜査を遂げ、裁判にかけなければなりませんし、裁判では適切な判決を出してもらうように求めなければなりません。実際に検事になってみて、想像していた以上に、自分の仕事に重い責任を感じています。ですが、一つ一つの事件を適正に解決することができたときには、責任の重さの分、やりがいを感じます。実際にこの仕事をしていて良かったと思うことがありました。それは、以前裁判に出させていただいた被害者の方からの一通の葉書でした。その被害者の方は、自分の気持ちを直接裁判官や犯人に話したいと希望され、実際に裁判で、涙を流されながら、被害に遭って苦しんでいることや犯人に対する気持ちなどを話してくれました。そして、裁判が終わり、しばらく経った頃、葉書が届いたのです。葉書には、「裁判後、被害に遭ったことから立ち直るため、一步一步前に進んでいます」という内容が書いてありました。普段、裁判後に被害者の方々に会う機会が少ない私たち検事は、被害者の方から、このようなお便りをいただくと、本当に検事をしていて良かったと思います。みなさんも将来進路を決めるときがくると思いますが、自分にとってやりがいがあると感じることはどんなことだろうという視点で進路を考えてみてはいかがでしょうか。

検察庁の皆さまの声を聴くために、このコーナーを設けました。お気軽に声を聞かせてください。

あとがき

平成23年度の熊本地方検察庁新聞「ヒーゴタイムズ」も本号で最後となりました。1年間読んでいただきありがとうございます。本年度は、本号を含めて4回発行しましたが、検察庁について理解を深めてもらえたのではないかと思います。

検察庁では、これからも職員が犯罪の捜査を行ったり、その裁判に出席して意見を述べるなどを通じて、皆さんが犯罪に遭うことのない安心・安全な社会の実現を目指し、検察庁職員が丸となって頑張っていきたいと考えています。

もうすぐ義務教育が修了する皆さんは、進学する人や就職する人など、それぞれの道を歩き始められますが、自分の夢に向かって頑張る皆さんのこれからの飛躍を期待します。

検察庁では、検察庁の仕事、裁判員制度、検察官のことなどについて、もっと知りたいという方々に、検察庁の職員を学校等に派遣したり、検察庁に来庁されれば職員が説明を行うほか、模擬裁判等を体験するプログラムを用意しています。また、裁判員制度について分かりやすく紹介したDVD(「総務部総務課 山口六平太 裁判員制度プロジェクトはじめます!」など)の貸出しや裁判員制度に関するパンフレットを配布していますので、活用される場合は、気軽にお問い合わせください。

◆問い合わせ先◆

〒860-0078 熊本市京町1丁目12番11号 熊本地方検察庁企画調査課(広報担当)

電話 096-323-9035 FAX096-323-9097

ホームページアドレス <http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/kumamoto/kumamoto.shtml>

詳しくは↓↓

熊本地方検察庁

検索

